

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最重要課題と認識し、企業理念と法令順守の徹底、内部統制の強化を推進し、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エノモト興産	2,000,650	13.03
有限会社エムエヌ企画	1,098,825	7.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	832,000	5.42
榎本保雄	690,110	4.49
株式会社山梨中央銀行	453,750	2.95
エノモト従業員持株会	429,733	2.79
榎本信雄	323,825	2.10
日本証券金融株式会社	239,000	1.55
櫻井宣男	234,150	1.52
榎本貴信	234,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

平成 27 年6月 25 日付けで、以下の株主より株券等保有割合が増加した旨の大量保有報告書(変更報告書)により、主要株主の異動を確認いたしました。なお、当該異動については、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

1. 異動した株主の概要

- (1) 名 称 大和証券投資信託委託株式会社
- (2) 所 在 地 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 白川 真
- (4) 事 業 内 容 投資運用業

2. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

異 動 前

(平成 27 年5月 15 日現在)
議決権の数 1,381 個
所有株式数 1,381,000 株
総株主の議決権の数に対する割合 9.05%

異 動 後

(平成 27 年6月 19 日現在)
議決権の数 1,535 個
所有株式数 1,535,000 株
総株主の議決権の数に対する割合 10.05%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名社外取締役の選任状況 更新 選任している社外取締役の人数 更新 1 名社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
倉田明保	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉田明保	○	——	当社のメインバンクである株式会社山梨中央銀行の出身であり、長年に亘る銀行勤務において、広範な業務に携わり、取締役としての業務執行経験を有しております。平成19年6月に同行を退任した後、現在まで8年以上が経過しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適任であるとして指名するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。また、監査役と内部監査部門の連携状況におきましても、緊密な連携を図りつつ年間を通じて恒常的且つ効率的に業務監査及び会計監査について監査業務を遂行するとともに内部統制に係わる課題につきましても適時対処しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新

2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土屋義夫	他の会社の出身者							△						
平井雅規	その他													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋義夫	○	——	当社のメインバンクである株式会社山梨中央銀行の出身であり、長年に亘る銀行勤務における経験及び見識から、監査役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任するものであります。また、平成22年6月に同行を退任した後、現在まで5年以上が経過しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適任であるとして指名するものです。
平井雅規	○	——	当社との間に特別な利害関係がなく、上記属性a~lのいずれの事由にも該当しないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適任であるとして指名するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員は、取締役会や経営会議等重要な会議に出席し、営業状況やその他業務全般の執行状況の把握を行うとともに、重要な使用人から個別にヒアリングを行い監査の実効性を確保しております。
当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、有効なインセンティブ付与について検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(8名)76,177千円、監査役(4名)12,860千円(うち社外監査役3名に対し9,880千円)、合計89,037千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役を補佐する専属の使用人は配置しておりませんが、経営企画部がサポートする体制をとっております。
また、内部統制システム構築の基本方針として、以下のとおり定めております。
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助するために使用人を若干名置くこととし、同使用人の人事に関しては、監査役と社長で協議のもと決定するものとする。
また、同使用人の監査役補助に関する職務遂行については、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制として、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、会社の業務執行状況を報告する。また取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。
監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制として、(1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。(2) 監査役は、内部監査委員会と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査委員会に調査を求める。(3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。(4) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとする。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査体制につきましては、監査役による計画的な監査が実施され、監査役は取締役会や必要に応じて経営会議に出席し適格な状況把握ができる体制を整えています。会計監査人による監査におきましても、通常の会計監査に加え、会計方針や内部統制に係わる課題について適時助言を受けております。また、内部監査につきましては、社長と監査役が協議の上、複数部門より指名した内部監査人で構成する内部監査委員会が行う。内部監査人は監査の独立性を確保するため、独立性の保てる立場の内部監査人が、相互監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外のチェックという観点からも、当社の監査役会は3名の監査役のうち2名を会社法第2条第16号に規定されている社外監査役で構成されており、経営の監視機能の面ではチェック体制が整っていると考えております。
取締役会は7名(内、社外取締役1名)の取締役で構成し、原則月1回開催する取締役会や必要に応じて開催する臨時取締役会、月1回の経営会議において、迅速かつ的確に意思決定を図り、積極的な情報開示を行う経営体制構築に取り組んでおります。
監査役会につきましては、監査役3名(2名は社外監査役)が取締役等経営者の職務執行について、厳正な監視を行っております。
また、会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時協議を行い会計処理の適正化に努めております。また、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務に関しましても外部専門家と契約を締結し必要に応じてアドバイスをを受けております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

当社ホームページにおいて、株主総会の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

当社ホームページ上にて、決算説明資料の揭示と同時に社長自身による説明を実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

「適時開示書類」「決算説明資料」「事業報告書」「有価証券報告書」「財務データ」等を当社ホームページにて公開しております。
(<http://www.enomoto.co.jp/ir/>)

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画部がIR 担当部署となっております。

その他

機関投資家向け個別ミーティングを適時行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001 の認証を取得し、環境保全に取り組んでおります。環境方針は当社ホームページにて公開しております。
(<http://www.enomoto.co.jp/company/policy02.php>)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

エノモト企業倫理行動指針に定めております。エノモト企業倫理行動指針は当社ホームページに公開しております。
(<http://www.enomoto.co.jp/company/policy.php>)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「経営の中心は人であり、健全な物造りを通じて、豊かな社会の実現に貢献する」という経営理念のもとに、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの満足度を高め、社会から必要とされ、信頼される企業を目指します。

また、「エノモト企業倫理行動指針」で、全ての経営者及び従業員が、高い倫理観を身につけ、法令・社内規則及び社会規範を遵守し、常に誠実な行動をとり、社会全体の発展に貢献するよう定めております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業倫理行動指針」を定め、コンプライアンスに対する考え方、行動基準を明確化し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、企業倫理の浸透及びコンプライアンス体制の維持・向上に努める。

取締役の職務執行状況については、「取締役会規程」に基づき、取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

使用人の業務執行状況については、業務執行部門から独立した内部監査委員会が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門、経営層及び監査役に適宜報告する。

コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、従業員等から通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規定及び法令に基づき作成・保存・管理するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できるものとする。

また、取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が行う。

リスク管理委員会は、本社に事務局を設置し、部門横断的なリスク状況の監視及び対応を行うとともに、個別業務ごとに設置された委員会等や関係会社ごとに任命したリスク管理責任者と緊密に連携する体制を整える。リスク管理委員会は内部監査委員会と連携し、全体のリスク管理状況を掌握し、その結果を取締役に報告する。

また、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針・マニュアルを整備するとともに、全ての役職者にリスク管理能力を高めるための研修等を実施し、リスクによる損失を最小限度に抑える体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会により、当社グループの中長期経営計画の策定、各部門の年度目標、予算の設定を行う。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会を原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「取締役会規程」に定めた重要事項の決議と取締役の職務の執行状況の監督を行う。

(3) 経営会議を設置し、当社グループの経営戦略等の業務執行上の重要事項について、十分な検討・審議を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループとしての規範、規則を「関係会社管理規程」として整備し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。

(2) 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

(3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため財務報告にかかる内部統制が有効、適切に機能する体制の整備を実施するとともに、その運用状況について継続的に評価し、必要な措置を行うものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。

(2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

(3) 当該使用人の監査役補助に関する職務遂行については、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

(4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役補助に関する職務遂行を優先するものとする。

8. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、グループに著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項を適時適切な方法により監査役に報告するものとする。

(2) 監査役はいつでも必要に応じて、グループ会社の取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができるものとする。

(3) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、報告をした者が報告したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないように「内部通報規程」を制定し、その防止を図るものとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求について、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 監査役は、内部監査委員会と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査委員会に調査を求める。

(3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「企業倫理行動指針」に、反社会的な活動や勢力とは、一切の関係を遮断し、毅然とした態度で臨むことを徹底し、公正・透明・自由な競争を尊重し、適正・健全な取引を行うことを定め、これを基本的な考え方とする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応統括部署とし、リスク管理委員会と連携して対応する。また、各事業所には不当要求防止責任者を設置し、不当要求に対応できる体制にする。

b. 外部専門機関との連携状況

警察、顧問弁護士等との連携を常に密にし、有事において適切な相談・支援が受けられる体制を整備する。

c. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報は総務部に集約され、一元的に管理される。また、その情報は、全社で共有する。

d. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力の排除については、「企業倫理行動指針」をはじめ、「コンプライアンス規程」「販売管理規程」「購買管理規程」に定めるとともに、具体的な対応要領を作成し、社内へ周知・徹底をする。

e. 研修活動の実施状況

不当要求防止責任者は定期的に外部専門機関等の講習を受講し、情報の収集や対処法の取得をする。また、当社では「企業倫理行動指針」の徹底を図るため、毎年、全従業員に対し教育研修を実施する。反社会的勢力への対応は企業倫理上も重要な項目と位置づけ、教育研修プログラムに組み入れ、知識及び意識の向上に努める。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項